

時事新報

法律の二要目
我が政府は内に法制を整へ外に文明を示さんが爲め先
年來法律の編纂に従事し日に幾條は是非とも議下せね
ばならぬとまで約束を定めて晝夜兼行非常の勉強を

失の利害と何ぞ異なる所あらんや法律を解するに解せ
ざるは私利の得失に關す、其文章の解し難きは煙硝
の火の用心を漢文に記すに異ならず實に恐る可きこと

御名 御璽
明治廿二年 六月四日
内閣總理大臣伯爵黑田清隆
司法大臣伯爵山田顯義

御名 御璽
明治廿二年 六月四日
内閣總理大臣伯爵黑田清隆
司法大臣伯爵山田顯義

貴族院多額納稅者議員互換規則
第一條 貴族院令第六條ニ依り貴族院議員ヲ互換スル
者ハ互換名簿編製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内

貴族院令第六條ニ依り貴族院議員ヲ互換スル
者ハ互換名簿編製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内

貴族院令第六條ニ依り貴族院議員ヲ互換スル
者ハ互換名簿編製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内

貴族院令第六條ニ依り貴族院議員ヲ互換スル
者ハ互換名簿編製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内

伊國自
羅馬人
皇帝を伯
り又佛國
來着し理

伊國自
羅馬人
皇帝を伯
り又佛國
來着し理

伊國自
羅馬人
皇帝を伯
り又佛國
來着し理

伊國自
羅馬人
皇帝を伯
り又佛國
來着し理

Vertical text on the far left margin, likely a table of contents or index.